

授 業 料 免 除 願

(西暦) 年 月 日

高知工科大学長 様

高知工科大学授業料の免除に関する規程第 5 条 1 項 1 号に基づき、下記のとおり申請いたしますので、授業料の免除をお願いします。

申請者 (学生氏名)		学群もしくはコース名	学籍番号
		年次	
現 住 所	〒 (-)		電話番号
	※自宅・アパート・マンション・下宿・その他 ()		

記

[高等教育の就学支援制度の利用]

高等教育の修学支援制度 (国の授業料減免) の利用について、当てはまるものに をしてください。

※日本学生支援機構の給付奨学金生は、国の授業料減免を受けている方になります。

- 今年度申請中または申請予定
- 採用されている (支援区分Ⅰ : 満額支援)
- 採用されている (支援区分Ⅱ : 2/3 支援)
- 採用されている (支援区分Ⅲ : 1/3 支援)
- 採用されている (10 月の支援区分見直しにより支援対象外)
- 利用していない (過去に申請したが不採用だった場合を含む)

[申請理由] (具体的に記入) ※スペースが不足する場合は、A4 用紙 (様式自由) に書いて提出。

※父母又は主たる家計の支持者が死亡した場合の免除申請には、死亡確認ができる証明書が必要となります。

※被災・風水害等による免除申請には別に定める被害状況に関する書類が必要となります。

提出物チェックシート

全員提出の書類

- 様式1「授業料免除願」（本状）※大学のHPからダウンロード可
- 様式2「家庭状況調書」 ※大学のHPからダウンロード可
- 住民票（原本）

※家族全員が確認できること。申請者が住民票を実家から移している場合は、実家と申請者本人の住民票を用意すること。また、学生の身分である兄弟姉妹で、実家から住民票を移している方がいる場合は、該当する兄弟姉妹の住民票も必要です。

- 令和4年度所得課税証明書（原本）※令和3年1月1日～12月31日の収入・所得掲載分
※職業形態に関わらず、学生以外の家族全員分が必要です。※失職中・年金受給者・専業主婦も必要

該当する方のみ提出する書類

- 令和3年度 確定申告書（コピー）
※確定申告をしている方は全員必要です（自営業・農業の方等）
※税務署の受け付け印が押印されていること。E-TAXなど、インターネットで確定申告を行った場合は、受付番号等が印字されえいれば、税務署の受付印は不要です。
- 令和3年度青色申告決算書または収支内訳書（白色申告書）※自営業・農業の方は必須
- 自助努力の証明（コピー） 学生本人の2021年1月1日～12月31日の間のアルバイトの収入証明（アルバイトの入金が確認できる通帳のページのコピー、給与明細コピー、2021年度の源泉徴収票コピー）
※ただし、日本学生支援機構の奨学金利用者や、その他の奨学金利用がある場合提出不要です。
- 高校生以上の兄弟姉妹の学生証（コピー）
※高校生、専門高等学校生、短大、大学生等の兄弟姉妹がいる場合は提出が必要です。
- 2021年度の生活保護受給決定通知書（コピー）
※生活保護を受給している場合は提出が必要です。受給決定通知書が提出できない場合は、2021年1月1日から12月31日までの受給額が証明できる書類のコピーを提出してください。
- 雇用保険受給資格者証明書（両面コピー）
- 障害者手帳等または原爆被爆者手帳（コピー）
※介護認定の証明書等は認められません。
- 長期療養者の治療費用の領収書（コピー）
※6か月以上同一傷病で入院・通院がある場合、2021年1月1日～12月31日の間に支出した治療費（薬代を含む）の実費を収入から控除するため、領収書を全て提出していただきます。
- 長期療養者の領収書一覧（本学の書式） ※大学のHPからダウンロード可
※上記の長期療養者の領収書一枚一枚に連番を付して、一覧に医療機関、受信日、金額等を記入し、治療費の総額を計算してください。
- 母子・父子家庭の証明書
※片親世帯であることの証明として、戸籍全部事項証明書・寡婦年金の源泉徴収票又は決定通知書を提出してください。
- 学資負担者の死亡証明
※が申請から1年前以内に死亡した場合、戸籍全部事項証明書・死亡診断書、死亡保険金支払い証明書を提出してください。
- 罹災証明
※火災・風水災で被災した場合は、市町村役場で取得した罹災証明書を提出してください。